

◎戸籍・住民票等の不正取得に対する本人告知について

【経過】

平成 18 年に神戸市の司法書士より 5 件、三重県の行政書士より 2 件の不正取得があり、両者には法的にも過料の決定が下されました。この不正取得について、京都府を中心にその対応・対策について協議を重ねたところ、平成 21 年 3 月 19 日に京都府市長会の三役会で被取得者に告知の方向が示されました。

これをうけて、亀岡市では、平成 21 年 5 月 1 日に「亀岡市戸籍謄本等不正取得対策本部」を設置するとともに、「亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領」を制定しました。(刑が確定した場合のみ)

【概要】

平成 22 年、司法書士事務所（プライム総合法律事務所）経営者ら 5 人が、司法書士が特権として使用する「職務上請求書」を印刷会社で印刷（偽造）し、愛知県の警察官を含む 7 人の戸籍謄本や住民票の写しを不正取得したとして、平成 23 年 11 月 11 日、偽造有印私文書行使、戸籍法違反などの容疑で逮捕され、平成 24 年 5 月 18 日懲役 3 年を言い渡された。

京都府内においても逮捕された司法書士からの「職務上請求書」（偽造されたと思われる）より、130 件の戸籍謄本や住民票の写しの不正取得と思われる事象が確認されており、亀岡市においても 7 件の事象が確認された。

【改正内容】

亀岡市では、「亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領」により、告知については、刑が確定している場合に告知することとしているもので、刑事罰が確定していなければ本人告知はしないとしています。亀岡市の 7 件については公判の事実がなく、不正請求の蓋然性が高いと思われるだけでは、本人告知はできないものと考えます。

京都府においては、不正請求が事実認定されている現状から、その番号と同じ番号による交付請求も不正請求にあたる蓋然性が高いと判断することと、今回、京都府の検討案をもとに、亀岡市戸籍謄本等不正取得に係る対応要領について、「刑の確定した場合」を「刑の確定、または不正取得とみなすことが相当と認められる場合」に改正するものです。

【他団体の状況】

実施団体

福知山市（実施時期：平成 24 年 10 月 11 日、
要綱改正：平成 24 年 7 月 24 日）

宮津市（実施時期：平成 24 年 12 月 19 日、要綱改正：平成 24 年 12 月）

与謝野町（実施時期：平成 24 年 12 月 16 日、要綱改正：平成 24 年 12 月）

京都市：要綱改正中（2 月開催の個人情報保護審議会で審議予定）
（実施時期：平成 25 年 2 月、要綱改正：平成 25 年 2 月）

実施予定団体

南丹市：要綱改正に向けて検討中（平成 24 年度内に実施予定）

他の団体は検討中であるが、どこの団体についても前向きに検討している。
実施時期は明確ではないが、年度内に要綱改正を行うような動きである。

【参考：事前登録型本人通知制度】

この制度は、戸籍謄本等の不正取得による個人の権利利益の侵害の抑止及び防止を図るために、事前に市役所に自分の名前を登録しておくことで、代理人又は第三者に証明発行した場合には、後日すみやかに市役所から登録者に通知をする制度です。

実施団体

福知山市（平成 24 年 10 月 1 日）、京丹後市（平成 24 年 10 月 15 日）

実施予定団体

綾部市（平成 25 年 5 月 15 日）、舞鶴市（平成 24 年度内）
南丹市・井手町（実施する方向で進めている）

他の団体は、検討中である。